

## 大阪市北区のビル火災を受けた緊急立入検査の実施結果について

令和3年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災を受け、総務省消防庁から全国の消防本部に対し、今回の火災建物と類似の階段が1つしか設置されていない建物を対象に、火災時の緊急避難経路等について緊急立入検査の実施要請がありました。

要請に伴い緊急立入検査を実施した結果を、下記のとおり報告します。

### 記

**1 実施期間** 令和3年12月20日（月）～12月27日（月）

**2 対象施設** 13施設（3階建て8施設、4階建て5施設）

・消防法施行令第4条の2の2第2号に該当する防火対象物

（防火管理者選任義務があり、特定一階段等防火対象物であるもの）

※特定一階段等防火対象物は、3階以上の階に特定用途（避難困難者、不特定の者が使用する用途）があり、地上に直通する階段が2以上設けられていないもの

用途	施設数	用途	施設数	用途	施設数
①老人福祉施設	3	③病院	2	⑤複合用途	2
②店舗	3	④飲食店	2	⑥宿泊施設	1

**3 点検内容（重点事項）**

① 防火管理（自衛消防訓練の実施、消防用設備等の点検）の実施状況や消防用設備等の設置状況の確認

② 避難経路となる階段等の施設に避難の支障となる物件等の存置、防火戸の閉鎖障害の確認

※②にあっては直ちに物件の除去等改善を行わせた。

**4 緊急立入検査結果**

違反が見つかった施設 8施設

違反内容	施設数	違反内容	施設数
自衛消防訓練の未実施（年2回）	5	定期点検、消防用設備等点検未実施	1
避難経路物品存置等障害	4	防火管理者未選任、消防計画の未変更	1
消防用設備等未設置又は不備	1	その他	1

（重複違反含む）

**5 違反是正の対応**

法令違反を認めた施設の所有者に対し、立入検査結果通知書を交付し早期の是正を求めた。